

戸籍制度に関する研究会第6回 議事要旨

1. 日 時 平成27年3月12日（木）午後4時00分から6時00分まで
2. 場 所 法務省訟務部門会議室
3. 出席者 窪田座長，阿部委員，磯谷委員，大橋委員，金崎委員，川西委員，木村（三）委員，篠原委員，高橋（昌）委員，辻委員，畑委員，馬渡委員

4. 議事概要

法務省から，配付資料に関する説明がされた。

引き続き，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

【資料6 1について】

- 人訴事項の扱いについて，甲2案は，一定の場合には行政手続として戸籍訂正手続を残した方が簡便だという趣旨だろうが，問題となるのは①から③まで全部を含むのかということだろう。①に関しては，何となくイメージできるが，③は，所轄官庁の管轄を決めるのに当該所轄官庁が決めるという，行政の在り方としてはこれでいいのかという問題がある。②については，真実でないことを知ってしまったというのがどういう意味なのかが問題になる。
- ②について，血縁上の親子関係があることが真実ということの大前提となっているが，日本の認知法制がそうであるか疑問である。認知の取消しは自由にできないこともあり，日本の親子法の仕組みに合っているのか気になる。
- 甲1案と乙案は，いずれも行き過ぎかなと思う。甲2案と甲3案を考えた場合，認知無効の裁判を認知者自身が起こせるかという問題もあり，当然無効だとしても，行政側で戸籍を変えてしまうのはどうかと思う。したがって，甲2案がいいとは思いますが，限定の仕方は更に検討を要する。
- 基本的に人訴対象事項については実体的な身分関係に影響があることから，裁判手続によるのが原則であり，一定程度明らかであるものについては法務局による戸籍訂正手続が望ましいことから，甲2案が現実的だろう。ただし，②の要件の立て方が気になる場所であり，また，①のその他の書類がどういうものなのかも疑問である。③は曖昧すぎるのではという意見もあるだろう。また，法務局で戸籍訂正を行う場合，家庭裁判所に不服申立てを行うことができるとしている関係上，当事者が知る機会を保障するため，事前事後の通知が必要であろう。どの範囲を通知するのかについて個別に考えていかなければなら

ないのだろう。それから、戸籍訂正について行政訴訟で争うことができるかという議論もある。

○ 行政訴訟で争うことができるかについては、戸籍法第121条により、基本的には家庭裁判所で行うこととされている。処分をどう捉えるかという問題があり、121条に「法務局長の処分」を加えることも考えられ、その場合には家庭裁判所では不服申立てができないことになる。なお、戸籍謄本の不交付処分については、124条により、通常の行政訴訟によることになる。

○ ひとつには、悪意のある者が職権訂正を悪用する場合は考えられるので、手続を迅速に行うという要請が強い中で、行政の訂正手続のクオリティを上げていくことが重要になると思う。甲2案は、職権で行政機関が迅速に動けるかというときに、③は余りにアバウトだと思うが、②は括弧書きまでいれると、犯罪性の強いものに絞られてしまい、逆に今よりも後退する可能性があるのではないか。実際にあつた悪意ある濫用例を実務的に挙げる必要があると思う。

案として、戸籍訂正手続を法務局でしてしまうという部分に関して、手続保障が不要だからとか、事実調査が不要だからと、非常に消極的な理由で制度変更をしようとしている気がする。法務局を行政審査機関として、不服審査前置の制度にする場合は、審査機関自体が専門的知識を持っていて、そういう機関のスクリーニングを経ると家庭裁判所の審査が楽になるという関係になるのだと思う。積極的に法務局に変えていくという理由がないと、改正のときに推しにくいというのはある。

○ 戸籍法第113条と114条の戸籍訂正の手続を法務局で行うという大枠の中で、どういう事案がそれに該当するかについて具体的な事例をお示しいただいた方が分かりやすいのではないかと。特に①の「認定できる場合」の判断が難しいのではないかと。

○ 甲2案の不服申立てに非常に興味がある。その前提として、行政手続においてどこまで手続保障の仕組みを作るのかという問題がある。身分関係自体が争いになる場合に、家事審判でいいのか。逆に戸籍のことだけであるとすれば、身分関係事項については既判力がないままになってしまうことになる。実質的には人訴と変わらない主張立証がされるのであれば、人訴との関係でどう構築するのかについても十分検討していただく必要がある。③は、どの手続に乗って行く話なのかというところが最初の入り口ではよく分からないため、裁判所が

当事者にどう手続を案内するかという観点からも問題なのだと思う。

- 一般に戸籍の話といえば、届出は市区町村、何かあったら家庭裁判所であり、法務局については普通の人の頭の中にはないのだろうと思う。

【資料6 2について】

- 例えば、自宅出産等で出生証明書が取得できない場合、出生の届出をしない間に母親が行方不明になってしまうケースがある。そのような場合、この人が母親であるということは強く推定されるけれども、確信が持てない（証拠がない）というケースがある。そうすると、戸籍法に出生届の届出義務者に係る規定があるが、その人が母親であるかが分からないといった状況で、戸籍記載の手続が滞り、子が小学校、中学校、それよりも上の年齢まで無戸籍のままというケースがある。このような、子の親は誰かという問題が速やかに解決できないとしても、まず棄児の扱いを準用するなどして子について単独戸籍を作ってから、事実関係が分かれば修正するというような対応が取れないか。
- 棄児に準じた取扱いをすとした場合、母親がある程度分かっているのに登録・公証の在り方としてそれは適当なのかという話とそれでもやはり無戸籍状態であるよりはいいのではないかという話といずれを採用すべきかは政策的な価値判断の対立にもなると思う。
- 資料の8頁イに「法務局の実体調査権限の強化」とあるが、それで出生証明書のない子の親が誰かという問題が解決できるのか疑問である。ただ、行政庁が証拠となるような物を早期に収集するという事は大事な事だと思う。
- 裁判所では、資料5頁の①(i)の問題を、調停や家事審判等で解決するケースが多い。嫡出推定が及んでいるため、子が(前)夫の戸籍に記載されるので届出を躊躇するとのことであるが、それは論理必然ではないと思う。出生届の届出人の言い分を、ある程度の証拠的な物を出生届に添付することでまずは受け止め、その後、反対の主張をしたい人が裁判で争うということも構造としてあり得ると思う。
- 嫡出推定制度があるのでこれを覆すには外観がなくてはならない。外観上の資料を添付して届書を提出すれば、受理されるということになるのかもしれないが、そもそも法務局や市区町村が外観上夫婦として接触がなかったという状況を確認できる資料を集められるのかということが問題なのかもしれない。
- 離婚後300日問題に係る子というのは、まだ手続的に解決ができる可能性

がある。ところが、性的関係が無かったということも立証できないし、夫婦生活もある程度あったというケースだと、父親が嫡出否認しないとどうしようもないというのが現在の判例の立場ということになり、実務の上でもどうしようもない。

母親の供述でとりあえず戸籍記載をするという話の中で難しいと思うことは、母親の戸籍に入れたとしても、父親の方が争うといった場合には嫡出推定の規定があるので、積極的に自分が父親だということを言わなくても、その規定が使える。そうすると元のところに戻ってしまう問題が残る。

- 戦後間もない頃、連合軍の人口動態関係の担当者の要請で出生届や死亡届の完全性調査というのを実施したことがある。産院や助産院で子が出生した場合、医師や助産師が市町村に出生の事実を報告し、これに係る出生届がされていなければ戸籍法第44条の催告をしたことがあった。このように医師や助産師からの通知を参考にして職権記載に結びつけていくことができるのではないか。
- 出生届に出生証明書を添付するくらいならば、直接医療機関から市区町村に通知をしてくれた方が楽だ、という人とそうではない人の両方がいると思う。

【資料6 3について】

- 全体の印象として、戸籍法では、受理・不受理という言葉が非常に便利に使われている。行政法の世界では、受理・不受理という場合に、申請書が到達したというだけの意味と、内容の審査を行う申請の認容処分を行うという二つの意味があって、戸籍法については、受理・不受理を事実行為として見ているような書きぶりをしているが、実質は申請の認容処分をやっている。その点では、手続保障の水準が低い部分があるように感じる。
- 戸籍法第24条第2項の職権訂正については、現状では、迅速に対処できないので、これを原則とすべきではないだろう。職権手続が重要な意味を持ってくると、戸籍法の中でも行政手続の持つ意味合いが増えるので、目的規定はあった方が良く思う。
- 資料10頁のイ（ア）の消極的要件については、申請手続では、審査基準を網羅的に挙げるとというのが、一つのルールなので、法令で消極的要件を網羅的に挙げるとするのが必要ではないか。
- 行政手続法の適用除外については、裁量性があるからという理由ではなく、戸籍法に一定の水準が確保されているからとするのが筋である。特に不受理に

については、通知をして、理由も知らせるということが必要ではないか。

- 職権訂正の手續自体が戸籍法では見えにくい位置づけなので、条文上位置を与えておくのが、職権訂正の手續整備の前提になるのではないか。
- 民法の規定の中では、届出という言葉が多用されており、民法を尊重して、戸籍法においても届出となっているが、行政の世界で言うと申請の手續であり、本来は申請らしい手續が置かれなければならないのに、そこは届出の水準で済ましているように感じる。申請に必要とされているだけの手續水準を設ければ良いのではないか。
- 戸籍法の規定では、申請は戸籍訂正の場合に使用しており、現在でも届出と区別して規定されているので、その点の整理も必要ではないか。

以上